



## マレーシア:新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関するアップデート(No.4) (2020年4月28日時点)

執筆者:山中 政人、眞榮城 大介、Wan May Leong

※ 本書は、2020年4月28日時点の情報に基づいて執筆しております。

### 1. 活動制限令の2020年5月12日までの延長

マレーシア政府は、活動制限令を2020年5月12日までさらに延長することを発表しました。マレーシア全国において、活動制限令は、2020年3月18日から実施されており、今回が3度目の延長になります。

政府公表のCOVID-19の新規感染者数は、ここ10日間は2桁台を推移しています。マレーシア政府は、感染者数がラマダン期間中も減少し続ける場合には、活動制限令を順次緩和していく考えを示しています。

2020年4月28日、マレーシア国際通商産業省(Ministry of International Trade and Industry)は、活動制限令のフェーズ1~3で操業を許可された業種については、100%の人員(workforce capacity)にて稼働可能であり、また操業時間の制限も受けなくなるとしています。この規制の緩和は、2020年4月29日から施行され、当該人員及び操業時間の制限撤廃に関して個別の申請は不要であるとされています。企業は、その他の操業許可に係る条件等(Standard Operating Procedure)を引き続き遵守する必要があります。

なお、これまでに操業を許可された業種については、「マレーシア:新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関するアップデート(2020年4月9日正午時点)」([https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/asia\\_200410\\_2.html](https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/asia_200410_2.html)(日本語))及び[https://www.jurists.co.jp/en/newsletters/asia\\_200413.html](https://www.jurists.co.jp/en/newsletters/asia_200413.html)(英語))並びに「マレーシア:新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関するアップデート(2020年4月13日時点)」([https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/asia\\_200414\\_2.html](https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/asia_200414_2.html)(日本語))及び([https://www.jurists.co.jp/en/newsletters/asia\\_200414\\_2.html](https://www.jurists.co.jp/en/newsletters/asia_200414_2.html)(英語))をご参照ください。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

## 2. 政府による支援策

マレーシア政府は、COVID-19 に起因して経済的な困難に直面している個人及び会社を救済するための支援策を展開しています。以下では、その支援策のうち、いくつかの取組みや施策を紹介します。

### (1) マレーシア会社登記所 (Companies Commission Malaysia (CCM))

#### a. 法定の督促通知に関する猶予

マレーシア会社法上、債務者である会社が、「大臣が定める債務の金額」(後述)を超える額の債務を負っており、債権者からの当該債務の支払を要求する旨の督促通知(statutory demand)の送達を受けた後、21 日間その支払を行わない場合には、会社はその債務の支払を行うことができないものとみなすとされています(会社法第 466 条第 1 項第(a)号)。債務者が債権者からの支払督促通知に応じない場合、債権者は会社の清算(wind up)を申し立てることができます。

COVID-19 による企業のキャッシュフロー上の問題について支援するため、Covid-19 pandemic, the Companies (Exemption) (No.2) Order 2020 という政令が施行され、支払督促の通知への対応期限が延長されています。具体的には、2020 年 4 月 23 日から 2020 年 12 月 31 日までに送達された督促通知については、督促通知の送達から 21 日後ではなく、6 ヶ月後に延長がなされています。

また、国内取引・消費者省(Domestic Trade and Consumer Affair)の大臣は、2020 年 4 月 21 日付で、上記の「大臣が定める債務の金額」を 10,000 マレーシアリングギットから 50,000 マレーシアリングギットに変更する指令を出しました。当該金額の変更は、2020 年 4 月 23 日から 2020 年 12 月 31 日まで有効になります。

#### b. 法定提出書類の提出期限の猶予

会社及びリミテッドパートナーシップ(LLP)は、法令上 CCM に提出が義務付けられている書類でコロナ禍の影響を受けるものについては、自動的に全ての提出期限が行動制限令の終了から 30 日後までに延長されます。本来の提出期限を徒過したことによる手数料は発生しません。また、猶予は自動的に付与され、個別の申請は不要です。

#### c. 財務諸表提出・定時総会開催時期の延長

会社は、株主に対して財務諸表及び報告書を送付し、また、CCM に届出を行う必要がありますが、2019 年 8 月 31 日から 2019 年 12 月 31 日までに会計年度が終了した会社については、その期限について 90 日の延長を行うことができるとされています。

また、会社は、定時株主総会の開催時期についても 90 日間の期間延長をすることができます。

これらの期間延長を行う会社は 2020 年 6 月 30 日までに CCM に期間延長の申請を行う必要がありますが、その際の申請手数料は免除されます。

CCM によるさらなる取組みや最新情報については、CCM のウェブサイト(<https://www.ssm.com.my/Pages/Announcement-Covid19.aspx>)をご参照ください。

### (2) マレーシア中央銀行 (Bank Negara Malaysia (BNM))

#### a. 個人・中小企業への貸付 - 6ヶ月の返済猶予

すべてのライセンスを保有する銀行、イスラム系銀行及び BNM が管轄する所定の開発金融機関は、2020 年 4 月 1 日から、個人及び中小企業の借入人に対する貸付けについて、6 ヶ月間の返済猶予期間を付与します。当該措置は、2020 年 4 月 1 日時点で 90 日を超える支払の遅延がないマレーシアリングギット建ての貸付金(クレジットカードを含まない)のみが対象となります。利息は、支払が猶予された貸付の支払に対して引き続き発生します。

**b. 企業に対する貸付金**

企業は、金融機関との間で返済計画や貸付条件の緩和について協議を行うことが推奨されます。金融機関は、企業が雇用を維持し、状況が改善した場合に速やかに経済活動を再開することができるよう、借入金の返済猶予や財務の再構築等について支援を行います。

その他 BNM による施策については、[https://www.bnm.gov.my/index.php?ch=en\\_press&pg=en\\_press&ac=5018&lang=en](https://www.bnm.gov.my/index.php?ch=en_press&pg=en_press&ac=5018&lang=en) をご覧ください。



やまなか まさと  
**山中 政人**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 シンガポール事務所共同代表  
[m.yamanaka@jurists.co.jp](mailto:m.yamanaka@jurists.co.jp)



ま えしろ だいすけ  
**真 榮城 大介**

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 カウンセル弁護士  
[d.maeshiro@jurists.co.jp](mailto:d.maeshiro@jurists.co.jp)



ワン メイ・リョン  
**Wan May Leong**

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 フォーリンアトニー  
[wan.may.leong@jurists.jp](mailto:wan.may.leong@jurists.jp)



西村あさひ法律事務所では  
現在、国内外に  
16の拠点を設けています。

### 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200

Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

### 名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

### 大阪

Tel 06-6366-3013

社員 白杵弘宗  
井垣太介  
廣田雄一郎  
伴真範

### 福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
舞田靖子

### ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info\_ny@jurists.co.jp

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

### ドバイ

Tel +971-4-253-3646

E-mail info\_dubai@jurists.jp

森下真生

### バンコク

Tel +66-2-168-8228

E-mail info\_bangkok@jurists.jp

パートナー 小原英志  
タイパートナー\* Chavalit Uttasart  
(SCL Nishimura)  
Jirapong Sriwat

### 北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info\_beijing@jurists.jp

首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

### 上海

Tel +86-21-6171-3748

E-mail info\_shanghai@jurists.jp

首席代表 前田敏博  
代表 野村高志

### ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info\_hanoi@jurists.jp

ベトナム事務所統括 小口光  
代表 廣澤太郎

### ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info\_hcmc@jurists.jp

ベトナム事務所統括 小口光  
代表 大矢和秀  
ベトナムパートナー\* Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

### ジャカルタ\*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info\_jakarta@jurists.jp

カウンセラー 町田憲昭

### シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info\_singapore@jurists.jp

共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝

### 台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info\_taipei@jurists.jp

共同代表 孫櫻倩  
張勝傑

### ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info\_yangon@jurists.jp

代表 湯川雄介

副代表 今泉勇

### Okada Law Firm (香港)\*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s\_okada@jurists.co.jp

代表 岡田早織

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所  
\*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。